

様

33-1-()

神奈川県労働局
労働局長 川口 達三

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
神奈川県支部 支部会長 関田 昌樹

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

厚生労働省では、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公正性及び労働者の福祉の向上の観点から労働者を雇用している全ての事業主に自主的な保険加入手続きが行われるよう推進しております。労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の業務や通勤を原因とする傷病等に対する給付や失業時の給付等を行う保険制度であり、加入基準はそれぞれ異なりますが、労働者（パートタイマー・アルバイト等を含む）を一人でも雇用していれば加入手続きを行うことが義務付けられています。

さて、今般、当支部では厚生労働省から委託を受け、労働保険未手続一掃対策のため、「労働保険成立状況に係る通信調査」を行ったところでありますが、未だに加入手続きをされていない事業所が散見されているところです。

つきましては、対象となる労働者の有無の確認と、制度の概要や加入手続きについて、制度に精通している当支部が委嘱した「労働保険未手続事業一掃推進員」を下記により派遣させていただくことといたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症防止等の観点から、訪問前に電話にて訪問の可否を確認させていただいた上で訪問させていただきます。

記

1. 訪問予定日時 令和 年 月 日 () 午前・午後 時頃
2. 訪問する労働保険未手続事業一掃推進員名 氏名 _____
3. 訪問予定日時が都合の悪い場合の連絡先 TEL () —
FAX () —

※今回のご案内は、厚生年金加入情報及びNTTデータ、国交省情報から抽出した労働保険未加入情報に基づいたものですが、事業場名と住所の相違等で誤ってご案内してしまう場合もございます。既に労働保険にご加入済みの場合には、本状の送付をご容赦いただくとともに労働保険未手続事業一掃推進員までご連絡いただきますようお願い致します。

上記連絡先不在の場合は
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
神奈川県支部 事務局
TEL 045-210-9494